

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

公正取引委員会事務総局
経済取引局長 岩成 博夫

令和6年4月26日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」に係る下記の文書

- (1) 内閣法制局に対する説明資料（令和6年4月）（最終版）
- (2) 用例集（最終版）
- (3) 内閣法制局審査資料
 - ① 2024年1月26日付け法制局部長による審査に係る資料
 - ② 2024年3月1日付け法制局部長による審査に係る資料
 - ③ 2024年3月21日付け法制局部長による審査に係る資料
 - ④ 2024年3月27日付け法制局部長による審査に係る資料
 - ⑤ 2024年3月27日付け法制局部長による審査に係る資料
 - ⑥ 2024年4月1日付け法制局長官・次長による審査に係る資料
 - ⑦ 2024年4月12日付け法制局長官・次長による審査に係る資料
 - ⑧ 2024年4月18日付け法制局長官・次長による審査に係る資料
 - ⑨ 2024年4月19日付け法制局長官・次長による審査に係る資料
 - ⑩ 2024年4月22日付け法制局提出資料（最終版であり、上記(1)及び(2)を含む。）

2 不開示とした部分とその理由

不開示部分には、競争上問題がある旨の評価がなされている事業者の個別の事業者名及び当該事業者が特定できるような製品名、サービス名等に関する

る情報が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の行為について競争上の問題があると公正取引委員会が最終的に認定したといった誤解を国民に与えかねず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同法第5条第2号イに該当するため、該当部分を不開示としました。

また、公にしないことを前提に事業者から提出された、当委員会の評価に対する特定事業者の反論が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の反発を招き、当委員会における上記1の法律の運用に際しての当該事業者からの協力を得にくくなり、当委員会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、当委員会の審査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその発見を困難にするおそれがあることから、同法第5条第6号柱書及び同号イに該当するため、該当部分を不開示としました。

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、公正取引委員会委員長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。審査請求書を提出する場合は、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)の規定により、正副2通を提出してください。
- また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料 (注1)
電磁的記録 (1) 1ファイル (2) 1ファイル (3) 63ファイル	用紙に白黒で複写したものの交付 (注2)	用紙1枚につき 10円	(1) 2,280円	1,980円
			(2) 1,840円	1,540円
			(3) 38,390円	38,090円
A4判文書に 換算すると (1) 228枚 (2) 184枚 (3) 3,839枚	CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、 電磁的記録1ファイルごとに 210円を加えた額(注3)	(1) 310円	10円
			(2) 310円	10円
			(3) 13,330円	13,030円

- (注1) 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額）を計算し、その額が1請求当たり300円（最大で計900円）までは無料、それぞれ300円を超える場合は当該額からそれぞれ300円（最大で計900円）を差し引いた額となります。
- (注2) 当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれております。用紙にカラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、手数料の額が変わりますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御相談ください。
- (注3) 1請求ごとにCD-R1枚に複写するとして手数料の額を計算しておりますが、3請求をまとめて1枚のCD-Rに複写希望される場合、あらかじめ、担当課まで御相談ください。
- (注4) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時:本行政文書開示決定通知書を受け取った日から起算して30日間(土・日・祝日を除く。)。10:00~17:00まで(昼休みを除く。)

場所:公正取引委員会1階 情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の発送までの日数、郵送料(見込額)

日数:「開示の実施の方法等に係る申出書」提出日から1週間後までに発送予定。

郵送料(CD-Rを3枚郵送する場合の見込み額):通常郵便(定形外)390円

4 担当課等

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課
デジタル市場企画調査室 総括係
電話 03-3581-5773(直通)



令和6年4月26日に閣議決定された「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」に関連して内閣法制局に提出されたすべて行政文書（例：法律案、理由、新旧対象条文、用例集、内閣法制局（御）説明資料）の中から
 (1) 内閣法制局に対する（御）説明資料及び(2)用例集（いずれも最終版で差し支えない）
 (3) 長官審査・次長審査・部長審査などの各段階における追加説明資料及び内閣法制局の質問又は指摘（ご指摘事項）に関連して提出された行政文書

以下、開示対象文書（1）～（3）につきまして、不要なものがございましたら、「開示希望」の欄に「×」を御記入下さい。

開示対象文書 (1)

対象文書	枚数	開示希望	備考
「説明資料スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	228		

開示対象文書 (2)

対象文書	枚数	開示希望	備考
「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律用例集」と題する文書	184		

開示対象文書 (3)

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
1	2024年1月26日付け法制局部長による審査に係る資料（条文審査1回目）	計712		
1-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	75		
1-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	30		
1-3	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	8		
1-4	「定義規定の整理」と題する文書	11		
1-5	「説明資料 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 令和6年1月」	272		

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
1-6	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律用例集」と題する文書	158		
1-7	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	158		
2	2024年3月1日付け法制局部長による審査に係る資料(条文審査2回目)	計 595		
2-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案内閣法制局第四部長に頂いた御指摘(2月2日)に対する考え方」と題する文書	32		
2-2	「別紙1」と題する文書	1		
2-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	67		
2-4	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案新旧対照条文」と題する文書	14		
2-5	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	44		
2-6	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		
2-7	「定義規定の整理」と題する文書	9		
2-8	「説明資料 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 令和6年3月」	222		
2-9	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 追加用例集」と題する文書	30		
2-10	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	167		
3	2024年3月21日付け法制局部長による審査に係る資料(条文審査3回目)	計 180		
3-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案内閣法制局第四部長に頂いた御指摘(3月1日・4日)に対する考え方」と題する文書	23		

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
3-2	「別紙1 新法第19条第1項 条文構造」と題する文書	2		
3-3	「別紙2 附則第四条第二号及び附則第五条関係」と題する文書	5		
3-4	「別紙3 民事訴訟費用等に関する法律の改正規定の施行時期」と題する文書	2		
3-5	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	65		
3-6	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案新旧対照条文」と題する文書	13		
3-7	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	49		
3-8	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		
3-9	「定義規定の整理」と題する文書	9		
3-10	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	3		
4	2024年3月27日付け法制局部長による審査に係る資料(条文審査4回目)	計 156		
4-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案内閣法制局第四部長に頂いた御指摘(3月21日)に対する考え方」と題する文書	9		
4-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	65		
4-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案新旧対照条文」と題する文書	13		
4-4	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	49		
4-5	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		
4-6	「定義規定の整理」と題する文書	9		
4-7	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	2		

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
5	2024年3月27日付け法制局部長による審査に係る資料（条文審査5回目）	計 66		
5-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案内閣法制局第四部長に頂いた御指摘（3月27日）に対する考え方」と題する文書	1		
5-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	65		
6	2024年4月1日付け法制局長官・次長による審査に係る資料（条文審査第1回）	計 856		
6-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	65		
6-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案新旧対照条文」と題する文書	13		
6-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	48		
6-4	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		
6-5	「定義規定の整理」と題する文書	9		
6-6	「説明資料 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 令和6年4月」と題する文書	223		
6-7	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律用例集」と題する文書	163		
6-8	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	326		
7	2024年4月12日付け法制局長官・次長による審査に係る資料（条文審査第2回）	計 192		
7-1	「4月3日、4日及び5日付内閣法制局長官御指摘事項並びに4月2日付内閣法制次長御指摘事項への回答・修正（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律）」と題する文書	39		
7-2	「別紙 アプリに対するOSの役割」と題する文書	1		
7-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	67		

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
7-4	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	50		
7-5	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 追加用例集」と題する文書	26		
7-6	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		
8	2024年4月18日付け法制局長官・次長による審査に係る資料（条文審査第3回）	計 126		
8-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 複層的チェックによる自発的修正」と題する文書	9		
8-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	67		
8-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	50		
9	2024年4月19日付け法制局長官・次長による審査に係る資料（条文審査第4回）	計 69		
9-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 複層的チェックによる自発的修正」と題する文書	2		
9-2	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	67		
10	2024年4月22日付け法制局提出資料（条文審査を踏まえた最終版）	計 887		
10-1	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	67		公表済み
10-2	「説明資料スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」と題する文書	228		(1) と同内容の文書
10-3	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律 読替表」と題する文書	50		
10-4	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 新旧対照条文」と題する文書	13		公表済み
10-5	「定義規定の整理」と題する文書	10		
10-6	「新法と独占禁止法との条項対応表」と題する文書	9		

番号	対象文書	枚数 (概数)	開示希望	備考
10-7	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律用例集」と題する文書	184		(2) と同内容の文書
10-8	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律参照条文」と題する文書	326		